

起案 決裁	係	係長	課長補佐	課長	し い か ろ お り よ ろ 以 下 の と

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の
規定による認定申請書

年 月 日

[あて先] 豊中市長 長内繁樹

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

私は_____ (注1)が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、_____からの借入金残高の占める割合
 $\frac{\text{A}}{\text{B}} \geq 10.0\%$

A 年 月 日の_____からの借入金残高 _____ 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

2 _____からの借入金残高の減少率 $\frac{\text{D}-\text{C}}{\text{D}} \times 100 \geq 10.0\%$

C 年 月 日の_____からの借入金残高 _____ 円

D 年 月 日 (Cの前年同期を記入のこと)の_____からの借入金残高 _____ 円

3 金融機関からの総借入金残高の減少率 $\frac{\text{F}-\text{E}}{\text{F}} \times 100 > 0\%$

E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

F 年 月 日 (Eの前年同期を記入のこと)の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

(注 1) には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

(注 2) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び指定金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書・財務諸表・借入証書等を添付すること。

(留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

第 号

年 月 日

(年)

豊中市長 長内繁樹

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の
規定による認定申請書

年 月 日

[あて先] 豊中市長 長内繁樹

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

私は (注1)が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、
下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法
第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 1 金融機関からの総借入金残高のうち、 からの借入金残高の占める割合 $\frac{\%}{(A/B)} \geq 10.0\%$
- A 年 月 日の からの借入金残高 円
- B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円
- 2 からの借入金残高の減少率 $\frac{\%}{((D-C)/D \times 100)} \geq 10.0\%$
- C 年 月 日の からの借入金残高 円
- D 年 月 日(Cの前年同期を記入のこと)の からの借入金残高 円
- 3 金融機関からの総借入金残高の減少率 $\frac{\%}{((F-E)/F \times 100)} > 0\%$
- E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円
- F 年 月 日(Eの前年同期を記入のこと)の金融機関からの総借入金残高 円

(注1) には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

(注2) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び指定金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書・財務諸表・借入証書等を添付すること。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です

第 号

年 月 日

(年)

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

(年) (年)

認定者 豊中市長 長内繁樹